

配慮事項等の変遷

第 1 次基本方針	第 2 次基本方針	参照条文
<p>第 1 文化芸術の振興の基本的方向</p> <p>4. 文化芸術の振興に当たって留意すべき事項</p> <p>文化芸術の振興のための施策を講ずるに当たっては、各施策の枠を越え、横断的に以下の事項に留意して、取り組む。</p>	<p>第 1 文化芸術の振興の基本的方向</p> <p>3. 文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項</p> <p>(2) 配慮事項</p>	
<p>(1) 芸術家等の地位向上のための条件整備</p> <p>芸術家等（基本法第 16 条に規定する「芸術家等」をいう。以下同じ。）が活発な創造活動を行い、優れた文化芸術を国民が享受するとともに、新たな芸術家等が育成されていくためには、芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮でき、安全で安心して活動に取り組める環境を整備することが重要である。</p> <p>芸術家等や文化芸術団体などの取組と連携しつつ、芸術家等の創造活動のための諸条件の整備や、芸術家等に対する積極的な顕彰等を行い、芸術家等の社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める。</p>	<p>i) 芸術家等の地位向上のための条件整備</p> <p>芸術家等（基本法第 16 条に規定する「芸術家等」をいう。以下同じ。）が活発な文化芸術活動を行い、優れた文化芸術を国民が享受するとともに、新たな芸術家等が育成されていくためには、芸術家等がその能力を向上させ、十分に発揮でき、自らの職業や活動に安心して安全に取り組める環境を整備することが重要である。</p> <p>このため、実演家の活動環境や著作権等の契約に関するルールづくりに向けた自主的な取組を支援するなど芸術家等の文化芸術活動のための諸条件の整備や、芸術家等の社会的な役割に関する理解の促進、芸術家等に対する積極的な顕彰等を行い、芸術家等の社会的、経済的及び文化的地位の向上に努める。</p>	<p>第 2 条 第 2 項 第 16 条</p>
<p>(2) 国民の意見等の把握、反映のための体制の整備</p> <p>文化芸術は、国民すべての生活や社会の在り方に深くかかわるものであることから、文化芸術の振興に関する政策の形成に当たっては、より多くの国民の意見等を集約し、反映させていくことが重要である。</p> <p>文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際して、芸術家等や学識経験者のみならず広く国民の意見等を十分に把握し、それらが反映される体制の整備に努める。</p> <p>(3) 支援及び評価の充実</p> <p>文化芸術活動に対する支援については、公正性及び透明性が確保され、国民の理解を得ることができるよう、施策の目的に応じ、適切な審査方法及び評価に従って実施し、その結果を公開する。また、支援に際しての評価の方法について、文化芸術の各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず、定性的な評価を含む適切な評価方法を開発、確立していく。</p> <p>さらに、より効果的な支援を行うため、支援の仕組みや方法などの在り方及び多様な手法の活用について検討を進める。</p> <p>なお、公的な支援を受けている芸術家等や文化芸術団体に対しては、その活動成果等の積極的な国民への還元や、適切な情報公開、鑑賞者等の拡大や効果的な運営などの努力を求めている。</p>	<p>ii) 国民の意見の反映等</p> <p>文化芸術の振興に関する政策の形成に当たっては、より多くの国民の意見を集約し、反映させていくことが重要である。このため、基本的な政策の形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際して、広く国民の意見等を十分に把握し、それらを十分考慮した上で行政を展開する。</p> <p>さらに、各施策の企画立案や評価等に活用するための必要な基礎的データの収集や各種調査研究の充実を図る。あわせて、文化芸術施策の評価の方法について、文化芸術の各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず、定性的な評価を含む適切な評価方法の開発に関する検討を行う。</p>	<p>第 2 条 第 8 項 第 3 4 条</p>

<p>(4) 関係機関等の連携・協力 文化芸術の振興に関する施策を推進するに当たっては、関係府省間の密接な連携・協力体制を整備し、総合的かつ一体的な推進を図る。 また、関係機関、地方公共団体、関係団体等との連携を深め、効果的に施策を推進していく。</p>	<p>2. 文化芸術の振興に当たっての基本的視点 (2) 基本的視点 iii) 国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える</p> <p style="text-align: right;">その他随所に記載</p>	<p>第32条</p>
<p>第2 文化芸術の振興に関する基本的施策 1 1. その他の基盤の整備等</p>	<p>第2 文化芸術の振興に関する基本的施策 1 1. その他の基盤の整備等</p>	
<p>(4) 関係機関等の連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、国、地方公共団体、企業、芸術家等、文化芸術団体、NPO、NGO、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関、報道機関などの間の連携を強化する。 文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携が図られ、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等及び文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める。 	<p>(4) 関係機関等の連携等 関係機関等の連携を通じ、文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため、次の施策を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策の実施に際しては、関係府省間の連携・協力を一層推進するとともに、国、地方公共団体、企業、芸術家等、文化芸術団体、NPO、NGO、文化ボランティア、文化施設、社会教育施設、教育研究機関、報道機関などの間の連携を強化する。 文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携により、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等及び文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める。 	<p>第32条</p>
<p>(6) 政策形成への民意の反映等</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案、実施、評価等に際しては、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを反映する体制の整備を図る。 各地域において、国及び地方公共団体の文化行政担当者、芸術家等、文化芸術団体等が、各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動状況、文化芸術の振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。 情報通信技術を活用して、広く国民が文化芸術に関する政策提言等を行うことができる仕組みを構築する。 	<p>(6) 政策形成への民意の反映等 文化芸術の振興に関する政策の形成に当たっては、より多くの国民の意見等を集約し、反映させていくことが重要であることから、次の施策を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の振興のための基本的な政策の形成や、各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図る。 文化芸術施策の評価の方法について、文化芸術の各分野の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず、定性的な評価を含む適切な評価方法の開発に関する検討を行う。 各施策の企画立案、実施、評価等に際しては、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う。 各地域において、国及び地方公共団体の文化行政担当者、芸術家等、文化芸術団体等が、各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動の実態、文化芸術の振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。 	<p>第34条</p>